

令和5年12月26日

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の 一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

総務省は、一般信書便事業者の料金等の閲覧方法について規定する民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）の一部を改正する省令案について、令和5年9月28日（木）から同年10月27日（金）までの間、意見募集を行いました。その結果、1件の意見が提出されました。
つきましては、意見募集の結果を公表します。

1 改正の背景・概要

令和6年4月に予定されるデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一般信書便事業者の料金等のインターネット上での閲覧方法について規定する必要があるため、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正するものです。

2 意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙のとおりです。

3 今後の予定

上記の意見募集結果を踏まえ、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を令和5年12月27日に公布し、令和6年4月1日から施行する予定です。

<参考>

- 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集（令和5年9月27日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu17_02000105.html

【連絡先】

情報流通行政局郵政行政部信書便事業課

担当：益岡課長補佐、下条主査

電話：03-5253-5974

E-mail: shinshobin_atmark_soumu.go.jp

（注）迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を変えています。「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
に対する意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：令和５年９月２８日（木）～令和５年１０月２７日（金）

○ 意見提出総数：１件（提出意見数は、意見提出者数としています。）

No.	意見 提出者	御意見の内容	総務省の考え方	提出意見を踏ま えた案の修正の 有無
1	個人／法人 不明	一般信書便事業者は、料金等をウェブサイトで公表するにあたり、分かりやすい方法をとる必要があり、例えばウェブサイトの奥まった位置に掲示したり、視認しがたいフォントサイズで掲示したりすることがあってはならない。したがって、本案においても、具体的な方法を定めるべきである。	一般信書便事業者の一般信書便役務に関する料金等のウェブサイトへの掲載について、省令において具体的な方法を一律に定めることまでは考えていませんが、一般信書便事業者においては、公衆が不便を感じることをないよう、公衆に対して明瞭かつ分かりやすい方法により掲載する必要があると考えています。	なし